

西
下

鐵路築造
自借貨條約譯文

634



414
A 2518
1

鑄路築造借貨條約譯文

日本天皇陛下宣下ス我領地内ヲ開進セシムル
造営ヲ昌ニシ我國々益ヲ生セント欲スルノ意トシ且
其外種々ノ適宜ナル道理トニ因リ我政ニ對
英吉利通用貨幣「一百萬ポンド」ステルリングノ
金高即チ墨斯哥「トル」ニシテ四百五十萬元許ノ
金高得ルノ要用ナルヲ以テ且右ノ金高ハ是ヲ借サシムル
人一人ノ數人ヨリ借得テ其拂戻方及利分拂戻方ヲ



大正十一年四月
限侯爵郵寄

大正十一年

尤法ヲ以テ証スルコト我等ニ便利ナルコト思ハル、
ヲ以テ我等此命令書ヨリ英吉利士民ハリスナルル
爵ハホラシヨルソレニ其良シト思ヘル様ニ拂
戻期限仕方利分割合利分拂方等契約ニテ右
金高借リ方ヲ取扱ハシムルコトヲ委任シ右ノ如キニ子
ルソレニ其獨断ニテ其目的ニ適當ナル可キ思ハル
証書契約書請合書質入書等ヲ其適ト思ヘル
人一人又ハ數人ト取結ビテ施行スル權ヲ授ケ且右ノ

ホラシヨルソレニ自身ニテ右様ノ証書契約書請合書
質入書等ヲ取結ビテ施行シ且細ノ事務ヲ一人ニテ取扱フモ
又ハ英吉利ニテモ日本ニテモ又ハ其他ノ所ニテモ自己ノ名代
人トシテ一人數人或ハ會社等ニ任シ右ノ証書契約書請合
質入書等ヲ取結ビテ施行シ其名代人一人又ハ數人ニ其印ヲ
押シ且前文ニ記シタルホラシヨルソレニ手ハタル同様
ノ權ヲ右ホラシヨルソレヨリ授ルコトヲ為ス凡勝手次第タル
ヘキ事及至全權ヲ右ホラシヨルソレニ任セハル所ナリ右ホラ

シヨ子ルソレト又ハ名代人一人又ハ數人ハ前文記セシ如ク
右ホラシヨ子ルソレト又ハ其名代人一人又ハ數人ノ意ニシテ
適當ナリト思ヘル仕方期限場所年賦ニ元金拂込
方及利金拂方ヲ為スコシ且右ノ借ッ金及ヒ其利分
拂方ノ證トシテ我國領地内ニテ方今取立テ又向彼
取立ッヘテ輸入輸出物ノ租稅並ニ追テ造管セントスル
數線ノ鐵道ニテ旅客及品物運送ヨリ得ヘキ正請取金
ヲ右ホラシヨ子ルソレト又ハ其名代人一人又ハ數人ニ任シテ
取立ッヘテ

可ナリ

其鐵道ニ線ハ江戸ヨリ大坂ヲ通リテ又ハ相當ナル造管者ノ
於テニヨリテ京師ヲ通リテ兵庫ニ至リ別ニ横濱ニ至ル
枝線アリ又一線琵琶湖ヨリ窪賀港ニ至ル可シ此鐵道
造管ハ方今シヨ子ルソレト又ハ其名代人一人又ハ數人ニテ
特仕ス可キ造管者ヲ指揮シ我等及上我政府速
之ニ取掛リ此命令書ノ日附ヨリ三年乃至五年内ニ
成功セントス

右「ホラシヨルソント」又「其名代人一人又數人適當
ナリト思フタル一人又數人ヨリ或ハ其人又數人ハ借入金
及共利益拂方チナス為ニ前冬記セル租税及鐵道
正請取金ヲ受取リ是ヲ龍嶺又他所ニ送り渡スニ
自相當處置ヲ為スコシト右ホラシヨルソントハ其
各代人一人又數人ニ任ス

我等前冬記セル租税及鐵道正請取金ヲ右目
的ニ用ヒ且ホラシヨルソント又「其名代人一人又數人ニ任
ス」

又目的ニシテ為シ行フ可キノ證書契約書請合書質
入書其外如何ナル事物ナリトモ是ヲ保證確定シ其證書
懸及ヒ其物ハ我等自ラ為シ行フタルカ如何様ニモ
我等並ニ我政府之ヲ遵守セサルヲ得サル様ナサントスニ
必要ナル命令書ヲ時々公告シ且證書ヲ取行ハント
ス其証トシテ

天皇陛下ノ臣伊達民部卿大隈民部大輔伊藤
大藏少輔明治二年十月即千八百六十九年第十月

我印ヲ認メ姓名ヲ自記シタリ

約束書第一

一方ニ

日本天皇陛下ノ政府一方ニ英吉利士民

レテ爾等内ホラシヨ子ルシト本日允件ヲ契約シ

タリ

第一ホラシヨ子ルシト其相續人及其遺言ヲ承行フ

者日本政府ニ英吉利通用貨幣二百萬ポンド

ヲルシテ金高ヲ左ノ約定ニテ借シ備シト約ス

第一ホラシヨ子ルシト其相續人及其遺言ヲ

承行フ者等千八百七十年第五月二十日右金高

倫敦府ニ備ヘ其金高ヲ日本政府ノ為横濱ニ送リ

且其金高ヲ千八百七十年第七月二十日ヨリ遷カニ

ナル様横濱ニ備フ可シト約定ス又ホラシヨ子ルシト

其相續人及其遺言ヲ承行フ者等其是ノ可トル

ニルヲ倫敦府ヨリ横濱迄送スニ付タル船貨買安
請合等ノ如キ費用ヲ拂フ可シト虽モ是是可ドラル
ヨリモ他ノ品物ヲ横濱迄送ル可キ費用ハ日本政府
ニテ又チ拂フヘシト約定ス

第三日本政府右ホランシヨ子ルソレ一其相續人其
遺言ヲ承行フ者其金高預人其名代人一人又ハ數人
ト借リ金高拂戻シ一及六ヶ月毎ニ拂フヘキ毎年
一割二分ノ利分ノ一ニ付左件ヲ約定ス

借金ノ拂戻シ方ハ十五年内一十一年十カホントステルソレ
ツノ割合ニ第ニテ年月終ヨリ之ヲ始ム可シ其借金拂
戻年賦金及其利分備敷ニテホランシヨ子ルソレ一ニ付相
續人其遺言承行人其金高預人其名代人一人又ハ
數人ノ手ニ渡ル可キ日附左ノ如シ

六カホント 利息 千七百七十五年第一月三十一日

同 同 日 第七月三十一日

同 同 日 七十二年第一月三十一日

同 同 第七月二十七日

一万二千ポント 同 同 同 同 第七月二十七日

同 同 同 同 第七月二十七日

六千ポント 同 同 同 同 第七月二十七日

同 同 同 同 第七月二十七日

借金返漸年賦

十万ポント 同 同 同 同 第七月二十七日

同 同 同 同 第七月二十七日

同 同 第七十五年同

同 同 同 同 第七月二十七日

同 同 同 同 第七年同

同 同 同 同 第七年同

同 同 同 同 第七年同

同 同 同 同 第七年同

同 同 同 同 第七年同

同 同 同 同 第七年同

右利分拂方及借入金年賦拂方、銅鉛水銀及
其外「ホラシヨ子ルソレ」日本「ヲ」取扱フ為ニ
任シテ名代人ノ好シトスヘキ品物ヲ以テ之ヲ為スコシ
此金額又ハ其外品物ハ「ホラシヨ子ルソレ」名代人
吟味ノ上之ヲ船積シ其者ヨリ「ホラシヨ子ルソレ」ノ
時々特ニ任スヘキ支那ニ在ル名代人等ニ向テ之ヲ
送ルヘシ

支那ニ在ル名代人等右ノ金額又ハ其外ノ品物ヲ
賣拂フ「」付當然ツ世註料及其外ノ費用ヲ掛ケ
右ノ金額又ハ其外ノ品物ヲ賣拂ヒ見ヨリ之ヲ得タル
正ノ利益ヲ倫敦バンクニ取トシテ「ホラシヨ子ルソレ」共
相續人其遺言取行人其金高願リ人其名代人一人
又ハ數人ニ渡スコシ

支那ニ在ル名代人等ハ日本ニ在ル名代人ノ紹女ニテ
日本政府ヘ右賣拂方及渡方ノ正算ヲ示スヘシ
又ホラシヨ子ルソレ其相續人其遺言取行人其

金高預人其名代人一人又數人ヨリ日本政府へ其支那ヨリ受取タル高正算ヲ示スヘシ

日本政府ハ右支那ニ在ル名代人等ヲ賣拂ツ為シテ倫敦へ其利益ヲ送ル暇アルニ違カラサル福金額又

ハ其外ノ品物ヲ船積セシメ支那ニ在ル名代人等ヨリ其利ヲ倫敦送ル期日前表ニ記シタル日附ヨリモ違

ナラサル様ナス可シ

第四日本政府トホラシヨスルカシレ其相續人其遺

言取行人其人金高預人其名代人一人又數人ト約定シテ

曰クホラシヨ子ルソシレ其相續人其遺言取行人其

金高預人其名代人一人又數人日本事ヲ取扱フ為ニ銅

鉛水銀又ハ其外ノ品物ヲ吟味シテ船積スルニ相當ナリト

思ヘル名代人一人又數人ヲ任ス可シ且其名代人等ハ

謝金ニシテ上海ニ在ル名代人船積シタル右ノ金額又ハ

其外ノ品物ノ價ニ一分^{百カ一}増シ費用ヲ裁ク可シ

第五日本政府何レノ時ナリモ其好ト思ヘル時ハ借

金利分拂方及元金年賦拂方ヲ為スニ付キ品物
 ヲ船積シテ支那ニ送ル事代ヘ倫敦バンクノ手形ニ
 テ拂方ヲ為スル勝チタルヘシ但シ其バンクノ手形ハ先ツ
 ホラシヨ子ルンレー其相續人其遺言取行人其金
 高預リ人其名代人一人又ハ數人ヨリ任シタル日本ニ在ル
 名代人エ手渡シ其名代人ニ承諾ヲ得ヘシ
 日本政府バンクノ手形ニテ為シタル拂方ハ日本ニ
 在ル名代人ノ為メ世話料ノ掛ルルニ無カル可シ

第六此約定ニ通リ相違ナク拂方ヲ行可キ請合トシテ
 日本政府ホラシヨ子ルンレー其相續人其遺言取
 行人其金高預リ人其名代人一人又ハ數人ノ首キテ
 年第一月一日ヨリ日本領地内ニテ取立ツ可キ輸入
 輸出物ノ租税並ニ造營ス可キ數線ノ鑛道ニ旅客
 及品物運送ヨリ得可キ正請取金ヲ渡シ任セテ
 可シ其鑛道ノ一線ハ江戸ヨリ大坂ヲ通リテ又ハ相當ナル
 造營者ノ決定ニヨリテハ京都ヲ通リテ兵庫ニ到リ

別ニ横濱ニ至ル枝線アリ又一線ハ琵琶湖ヨリ宦
賀港ニ至ル可シ

其證トシテ伊達民部卿大隈民部大輔伊藤^{大藏}少輔日
本政府ノ為ニ明治二年十月十日即チ六百六十九年第
十月十日此證書ヲ一通ヲ認メ是レニ我印ヲ押シ姓
名ヲ自記シタリ

覽書附録

日本政府ノ特命ニ後ニ拙者ヨリ七十五万ポントヲ倫敦ノ

オリエンタルバンク組エ相廻シ候歟又ハ前金ニテ相拂置
右ノオリエンタルバンク組ヨリ此高チハ日本政府ノ為ニ横濱ニテ
送越候手續ニ取極可申尤其危険入費等日本
政府ニテ御引受ノ事

貸金一百万ポント内規ニ相廻シタル分又ハ前拂ニ
致シタル分而已日本政府へ御任セ可申義ハ全御
兼知ノ事タルハシ但三十万ポントノ義ハ其高不義或ハ
又其一分ヲ廻シニ致候歟若シクハ前拂ニ致シタル時ニ

及ニ其分大ケ利息ヲ附可申候

右ノ通前拂込或ハ廻シニ致シタル上ハ千六百零九年

第十二月二十日約定書ニ定タル處トシ并ニ同年同月

二十日ノ命令書トニ從ヒ前書ノ高ハ御入用ノ節拙

者ノ引請人迄被仰越候ハ御渡シ可申都右

致シ倫敦ノオリエントバンク組ヘ預ケ置道可申候ナリ

日本天皇陛下宜下ス

明治二年十月

西曆一千八百六十九年
十二月十日

附ノ命令書ニ因リ裁等

英吉利通用貨幣二百一カポンドステルリニク金高即

チ墨是哥トルラニ直シ四百五十カトルラル許ノ金高

ヲ借入方ヲ英吉利士民ハ一ツナル爵ノホラシヨ子ルソ

レ一ニ同人良シト思ヘル拂戻ノ期限ハ仕方利分ノ

割合利分拂方等ノ契約ニテ取扱事ヲ委任シ

タリ且右ノホラシヨ子ルソレ一ニ其獨斷ニテ其目的

適當ナル可シト思ヘル證書契約書請合書質
入書等ヲ適當ト思ヘル一人又ハ數人ト取結ト施行
スルノ權ヲ授ケ且右ホラシヨ子ルシレ一自身ニ右採
ノ證書契約書請合書質入書等ヲ取結ト施行
ノ巨細ヲ事務ヲ一人ニテ取扱フ共又ハ莫吉利ニテモ又ハ
其他ノ所ニテモ自己ノ名代人トシテ一人數人或ハ會社商
社等ニ任シテ右ノ證書契約書請合書質入書等ヲ
取結ト施行ノ其名代人一人又ハ數人ニ其印ヲ調セシメ

野原

前文ニ記セルホラシヨ子ルソニレ一ヨリ授クルトモ勝手次第タル
可シトノ免許及ヒ全權ヲ右ホラシヨ子ルソニレ一ニ與ヘタリ
右ホラシヨ子ルソニレ一又其名代人一人又數人ニ前文ニ記
セルカ如ク右ホラシヨ子ルソニレ一又其名代人一人又數人
ノ意ニテ適當ナリト思ヘル仕方期限場所品物年賦ニテ
允金拂戻方及ヒ利分拂方ヲ為ス可シ且右ノ借金及ヒ
其利分拂戻方ノ證トシテ我國領地内ニテ方今取立又
以後取立ツ可キ輸入輸出品ノ租税並ニ造管セントスル數

線ノ鐵道ニテ旅客及ヒ品物ノ運送ヨリ得可キ正諸取金ヲ
右ホラシヨ子ルソレ一又其名代人一人又數人ニ引當テ
置ナリ其鐵道ノ一線ハ東京ヨリ大坂ヲ通リテ又相當ナ
ル造営者ノ決定ニヨリテハ京都ヲ通リテ兵庫ニ至リ別
横濱ニ至ルノ枝線アル可シ又一線ハ琵琶湖ヨリ雀賀港
至ル可シ此鐵道ノ造営ハ右ホラシヨ子ルソレ一又其名代
人一人又數人ニテ特任ス可キ造営者ノ指揮ヨリ我等及ニ
我政府速カニ元ニ取掛リ其命令書ノ目附ヨリ三年乃至

五年ノ内ニ成功セントス右ホラシヨ子ルソレ一又其名代人
又數人ノ適當ナリト思フタル人一人又數人一人又數人
ヨリ一人又數人ニ借金及ヒ其利分拂方ヲナス為メニ前文
ニ記シタル租税及ヒ鐵道正諸取金ヲ受取り是ヲ龍
領又ハ他處ヘ送り渡スニ付相當ノ處置ヲ為ス可キヲ右ホ
ラシヨ子ルソレ一又數人ニ委任セリ我等前文ニ記セル
租税及ヒ鐵道正諸取金ヲ右ノ目的ニ引當テ且右ホラ
シヨ子ルソレ一又其名代人一人數人ニテ右目的ニテ為シ行

大 雜 貨
フ可キ證書契約書請取書質入書其外如何ナル事
物ナリ是ヲ保證確定シ其證書類及事物我等自ラ
為シ行フタルカ切如何様ニ我等並ニ我政府之ヲ遵守セ
サレテ得サル様ニ為サントスルニ必要ナル命令書等ヲ時々
公告シ其證書ヲ取行ニトス我政府右ホラシヨ子ルソレ
其相續人又ニ代人等ト別ニ明治二年十月十日
附ノ約定ヲ取結ヒ元金拂戻方且其利分拂方ノ契
約ヲ為シタリ且我政府右ホラシヨ子ルソレ其相續人又ニ

西洋千八百六十九年
十一月十四日

代人等ト械機類送り方造管人及ヒ其附屬ノ者雇入方且ツ
敷線鏡道ノ敷方且右取扱方ノ為ニ明治二年十月十日
西洋千八百六十九年
十一月十八日 附ノ約定ヲ取結ニタリ我等右取結タル約定
書及ヒ其中ニ掲載スル条々ヲ兼諾確定ス我等我政府
ニ代ツテ右借金ノ拂戻方及ヒ其利分拂方ヲ契約ス且
右元金及ヒ其利分拂方ニ戦争ノ時モ泰平時モ且右
請合書持主懇親ノ國或ハ敵讎ノ國ノ臣民タリト為ス
契約ス且右請合書ニ其持主死去スル時ニ其持主ノ附屬

大 雜 貨

セシ國ノ法律ニ從ヒ其相續人又ニ名代人ニ渡リ屬スヘシ

我々明治二年十月十二日 西洋千八百六十九年 附我々ノ命令 第三月十四日

書ニ記載セル右輸入輸出ノ租稅并ニ數線ノ錢並ヨ

リ得可キ右請取書ヲ右元金及借金ノ利息半ケ

年毎ノ拂方ニ價入レ引當置ク且我々右拂方ヲ前文

ニ記セル明治二年十一月十三日及十六日 西洋千八百六十九年第三月 十四日ヨヨヒ十八日

付ノ約定書中ニ掲載セル期限及ヒ仕方ニテ為

トス右證據トシテ

天皇陛下ノ伊達民詔卿澤外務卿大隈民部大輔

寺島外務大輔伊藤大藏少輔明治二年十月日西洋

千八百六十九年第三月 日我々印ヲ調シ姓名ヲ手

記セリ

一方ハ

天皇陛下ノ政府ト一方ハ英國臣民ホラシヨアルリニシ

ヨシヘニヨシヲフゼモストヲールエアルヲフゼハス其相續人又

代人等ノ間ニ左ノ条ニテ本日取極メタリ

一右ホラシヨ子ルソニレ一其相續人又ハ代人等ニ十一月十二日
西洋千八百六十九年
第十月十四日
附ノ委任状ヲ以テ金子借受ノ莫ヲ任シ

且同日附ノ約定書ニテ日本政府ハ右金子英國通用金
百萬ホニトステルリシクヲ差出入事ヲ兼諾セリ

日本

天皇陛下政府ニテ左ニ記セル費用并目的ノ為右金高
ノ内三十萬ポニトステルリシクヲ倫敦府ニ残シ置ク莫ヲ右
ホラシヨ子ルソニレ一任ス

一右ホラシヨ子ルソニレ一其相續人又ハ代人等ニ十一月十二日

西洋千八百六十九年
第十月十四日
附ノ約定ニ記セル鐵道ヲ築造保存

為必用ナル機械ヲ通例ノ世話料二分五厘ヲ拂ヒ買入ル

莫ヲ委任ス但シ右ハ建築方長官ヨリ差出シ且内國事

務執政ノ兼諾セル仕様書ニ從テ築造ス可シ右ホラシ

ヨ子ルソニレ一其相續人又ハ代人ニ内國事務執政ノ兼

諾セル仕様書ニ從テ右目的ノ為メ同人ノ要用ト思ヘル

建築方及其附屬ノ者ヲ雇入ル、事ヲ委任ス右外

國人ノ給料ハ都テ右ホラシヨ子ルソニレノ手ヲ経テ渡
ス可シ右雇入中日本政府ヨリ右ホラシヨ子ルソニレ
其相續人又ハ代人ニ高議ノ上テテハ其定メニ差
掛ハサル可シ

一日本政府ト右鐵道落成迄ハ右ホラシヨ子ルソニレ
其相續人又ハ代人等ニテ使用スル造築方及ヒ附屬ノ
者ヲ雇置ク可シ落成ノ上ハ鐵道保存取扱等ノ為
ニ日本政府ニテ必用ト思ヘル建築方及ヒ其附屬ノ

者ノ外ハ免職ス可シ右建築方及其附屬ノ者ハ右備用
金拂濟迄ハ右ホラシヨ子ルソニレ其相續人又ハ代人ハ
配下ニ屬スル事當然タリ

一右ホラシヨ子ルソニレ其相續人又ハ代人等右ニ記セル
權ニテ取極メ或ハ取行フ諸約定又ハ事件等ハ日本
政府ニテ保證固守スル莫ヲ兼諾セリ

一右ホラシヨ子ルソニレ其相續人又ハ代人等右ノ任ヲ
精々相果シ又此緊要ナル企ヲ果ス為メ力ヲ尽シ日

本政府ニ即勢ス可キヲ兼諾ス

右證據トシテ

天皇陛下伊達民部卿沢外務卿大隈民部大輔寺島
外務大輔伊藤大藏少輔明治二年月日西洋千八百
六十九年第十二月日我等印ヲ調シ姓名ヲ手記
シタリ

七十萬ホントステルリニグノ高ヲ廻シ又ハ前渡セシ時其高ヲ佈
敷ニ在ルオリーシタルバンク社中ニ渡ス事及三十萬ホニ

ニトステルリニクヲ廻シ又ハ前渡セシ時其分ヲ企テタル目的
タメ足下ニテ要スル迄ヲリエニタルバンク社中ニ預ケ置ク
莫ニ付且去第一月廿六日附オリエニタルバンク社中へノ余
ホノ命令状ノ寫ヲ以テ足下ニ説明セシ如ク其第二
ノ寫ヲ今足下ニ送ル且又右ニ云フオリーシタルバンク
社中へノ余ホカ書簡中ニ載セル如キ仕方ニテ現ニ廻シ
又ハ前渡スヘキ金高ノ利足ヲ取立ル莫ニ付余ホ
此書ヲ以テ左ノ如ク取約諾ス第一足下オリ

インターバンク社中ニ渡スヘキ金ノ為メ社中ヨリ差出
ス受取書ハ日本政府自己ニ差出シ且手記セシ如ク
確固タルモノニテ固守ス可キ也

第二貸金百萬ポンドステルクノ惣高或ハ其部金ヲ

倫敦ヨリ横濱ニ送ル運賃及ヒ船中請負料ヲ拂フ

ヘキ契約ヲ足下免カレシ莫日本政府ニテ右運賃及諸

負料ヲ引受クベシ且七十萬ポントステルリングヲ倫敦ヨリ

横濱ニ廻ス莫ニ付要用ナル命令ヲオリーインターバンク社中

下シタリ第三石七十萬ポントステルリングヲ足下ノ預ケシ同時

日本運上所ノ税金上リ高引當ニオリーインターバンク社中

引員ヒ又ハ引員フヘキ貸金ノタメ全備ノ證書ヲ右ハシ

クノキヲ經テ右社中ヨリ余ホノ勘定トシテ足下ニ渡ス

コトヲ余ホ契約ス且右ハ依之明白ニシテ且取極メシ

如ク足下ノ引當ナルヘシ足下ノ心得トシテ余ホヨリ

遣ミクル書簡ヲ足下既ニ落手セシナランバンクエノ余

ホカ命令状ノ寫ニテ余ホ手記セサルト雖モ唯足下

而已ニ午記セシ去第一月廿日ノ企ノ所要ナル
支ヲ足下ニ示シタリ此一件ニ付足下誤解セサル様
余ホ其ヲ本約定書ノ一部分トシ別ノ約
非ラサル旨ヲ報ス

右證據トシテ

天皇陛下ノ會計兼内政支務局總裁伊達兼
大隈大藏大輔伊藤大藏少輔千八百七十年第何月
幾日此書ニ調印シ姓名ヲ記シタリ

倫敦

エツチエニレエスクワイル シ・ペイエ

エツチ、エニ、レトヨリノ書簡

閣下等既ニ知面ノゼー、エフ、エツチブラウトモオニヲ以
テ余ノ代人ニ任シタリ余ニ關スル事件ニ時々此者、命
セラレニフヲ希フ謹言

於香港一千八百七十年第二月七日

エツチエニレ一午記

江戸ファイナンスミニストル閣下

余左ノ条件ヲ閣下ニ言ス余今朝閣下ヲ見ニカ為ノ政
 存ノ位所ニ至ルト虽モ閣下等公務ノ繁多ナル事リ
 テ近日面晤ヲ得カタキ旨ニストル吉田ヲ以テ傳
 ラレシニ依テニストルエツチエシレーヨリノ書簡ヲ閣下ノ高
 覽ニ呈シタリ尤此書簡ハニストルレー余ヲ以テ全權
 ニ任シタル趣意ヲ書載スル者ナリ猶此寫ヲ添ヘテ高
 覽ニ呈ス

一千八百七一年一月廿三日ニストルモレルニストルレート約シ

タル記録ニ載スル如クニストルモレルノ約条期限本月一日ヨリ
 ノ定タルヨリテ今日同人江戸ニ到着セリ

余案スルニ英國公使ハアリストパークス君速ニニストルモレ
 ルヲ閣下等ニ紹介セシムルヲ疑ナシト虽モニストルモレ
 ルノミナラス余モ又鐵道建築ノ事ニ関シテ閣下ニ
 面儀ヲ得テ高諭ヲ希フ謹言

天皇陛下ノフイチンスニニストル閣下
ロート、エフエツテグラウトモオシ

江戸旅宿千八百七十年丁第四月三十日

過ル十二日一簡ヲ呈シタレト今以其責報ヲ得ナルハ
頗ル残懷ノ至リ也則余希望スルカ如ク鐵道未ナ
務ヲ取行フ為人總テ詳細ナル事件ニ於テ或ル可
ク閣下満足ヲ得セシメント欲スル故也此翼々閣
下ノ間暇ヲ以テ時モ速ニ面晤セシミアラテ許諾
給ヘシ

千八百七十年正月廿三日於橫濱レ一氏ノ認シ覺書
ヲ今奉呈フ閣下素ヨリ既此寫ハ所持セラレベシト

洞察セリ謹言

エツチエニレ一氏名代人

アイエフエナトレートマン

天皇陛下ノ會計事件務全權閣下

覺

第一日本政府トレ一氏トノ都テ公務ノ音信ハ他人
ノ手ヲ經スシテレ一氏代人ノ手ヲ經テ為スベシ
第二倫噸ヨリ代人ヲ命シ遣ス事ニ付テハレ一氏

其代人：トロートマン氏ヲ命シタリ同氏其力ニ及ラズ
日本政府、助カスヘシ錢道仁様書并ニ其順序整ヒテ承諾
サレシ時ハ夫ヲレー氏ニ轉達セシタメトロートマン氏ニ渡
スヘシ

第三右仕様書整ヒ兼諾セシ上ハ日本政府ニ鐵
道器械ノ置場及外國傭人ノ住家建造ノ為江戸
ニテ地所ヲ取極ムヘシ

第四築造方頭取ノ給料初年ハ一月墨斯歌七百元

二年目ハ一月八百五十元三四五年目ハ一月千元タルヘシ其モ
ノ公務ニテ旅行スル時ハ旅費ヲ渡スヘシ其者ノ住家ハ江戸
ニテ附與スヘシ

同人ノ給料ハ月々レー氏ノ代人ニ正ク渡スヘシ右代人
ソレヲ築造方頭取ニ渡シ其請取書ヲ日本政府ニ差出人
ヘシ

第一号約書中三章目ノ意味ニ付テ論起リタレバ余其
意味ヲ左ニ通解スル莫ク茲ニ述テ日本政府ニテ直ニ政

府ノモタル銅或ハ他ノ金屬ヲ以テ政府ノ都合ニ因リ利足
ヲ拂フヘキ莫旦兼諾スヘキ産物トノ一句ハ糸茶或ハ其
他ノ産物ヲ除クヘキ莫(右ハ除カントノ主意ナリシ)但シ政
府ニテ右ヲ賣ル時ハ開港場一休ノ貿易ニ差障ルヘシ
借元金ノ利足及其年賦拂方ノ節ハ命シタル代人ヨリ
日本政府ニ右拂方ノ請取書ニ葉ヲ差出スヘシ其代人
ノ更取書ヲ日本政府ノ方ニテ十分證トスヘシ

鐵道器械類買入方并其莫ニ関ル事ニ用ユベキ三十萬

ホントステルソニグヲ遣拂ヒシニ日本政府ニテ自國ノ臣民ヲ備
フ度ヲ相當ト思ヒ鐵道ノ為メ日本ニテ鐵道機械ヲ製造ス
ル莫差支ナカルヘシ千八百六十九年第十二月廿二日ノ約書
從ヒレ一氏ノ手ヲ經テ其為機械類ヲ買入レタレバ日本ニテ
日本人ノ製作スル鐵板車或ハ其他ノモノハ千八百六十九年第
十二月廿二日ノ約書中ニ掲載スル如ク追ヒレ一氏ス其代人
ヨリ鐵道管轄ヲ委ル筈地方ノ満足スル様拵ユヘシ

千八百七十年第一月廿三日横濱

エツチ、エミレ、手數

貴國第四月十三日并三十日附ノ御手簡ニ面致落手候
然レ、レ、氏我政府ト取結候約定通金ヲ、レ、氏ヨリ約
定通金高ヲ、レ、氏ヨリ約定期限中、倫噸ヲ、レ、エニタル
バンク社中ニ渡濟相成候趣ヲ、レ、エニタルバンク社中ヨリ拙
者共ニ報知有之次第レ、氏又、其節同氏ヨリ申付
ル代人、面會可致且拙者共ニ代リ引合致候者ノ
名前御知ラセ可申候將又第一月二十三日附レ、氏覺

書ノ義、同氏出帆前確定不致候間右ハ及匠脚候右御
答可得御意如斯御坐候以上

四月四日

大隈民部大輔
伊藤大藏少輔

トローメン足下

千八百七十年第五月五日江戶ホテル於テ

當月四日附ノ尊簡ヲ、五日ニ落手セリ右書簡ノ譯文ヲ送
ラレシヲ閣下ニ謝シ右回答ヲ左ニ述フ
レ、氏約定金高ヲバンクニ拂ヒシ旨倫噸ヲ、レ、エニタルバンク

社中ヨリノ報ヲ閣下得シ位ハ余ヲ同氏代人ト心得ラル事
 ヲ閣下拒ミタリ且第一月二十三日附レト氏ノ覺書ヲ兼諾
 セサルモノトシテ余ニ返却セリ思ハ閣下ノ處置日本政府ヨリ
 レー氏ニ渡サレシ約書及命令状ノ趣意ニ逆フ故余茲ニ
 異論スレー氏ノ覺書ニ約書并命令状ノ主意ニ拠リ
 同氏處置スベキ理アル事而已ヲ記載スレハ閣下ノ
 所置ニ付余歎スルニ堪ヘスレー氏當月三十日要用ノ借用
 ノ借金ヲ倫頓ニテ整ヘ渡ス事慥ナレハ閣下其金ヲ第

六月末ニ更^受取ルヘシ右ハ唯時日費スナレハ其間閣下ノ仕役ナ
 レニ幸ヲ悦ビシナラン閣下ノ決談ハ七月初旬ニ倫頓ニ届ク
 ヘシ凡五週ノ後レー氏友人ノ手ヲ經テ借金ヲ整ヘ拂フ
 ヘタレバレー氏ノ友人容易ニ不快ヲ抱カシ事ヲ恐ル右ニミ
 大家ノ人々日本ニテ得ヘキ信義ヲ薄フスルニ至ルベシ
 閣下余ヲシテ外ニ處置シメザル時ハ當月十四日ニ江戸ヲ發シ
 凡ニヶ月ノ間日本ヲ去リ右借金ヲ倫頓ヨリエルタルバンク
 社中ニテ請取シ旨ノ報ヲ得次第當地ニ立歸ルベシ

余カ不在中閣下レ一氏又ハ余ニ音信スル事ヲラバ
其事ヲ認メ封シテモレル氏ニ渡サレニ事ヲ冀フ同氏
都テノ書通ヲ余轉達スヘシ

余カ不在中閣下ヨリ築造方頭取及ヒ其他築造方ノ
月給ヲ月末毎ニモレル氏ニ渡サレニ事ヲ願フモレル氏ヨリ
其為相當ノ請取書ヲ差出スヘシ

當月廿日附モレル氏ノ書簡ヲ茲ニ封呈ス右第四月中ノ
勘定書ニテ同氏ノ月給七百元シヤツク氏ノ月給三百元并

道中入費七十二元七十五セントナリ右ハ悉ク相違ナシ

日本政府ニテ車并馬ヲ引取ル哉否ハ閣下ノ決断ニアルヘシ

右右取ル事且尚馬ニ足ヲ買入レ江戸及横濱倭僑

建ル事余ニタイテ可然ト考フ右ヲ鐵道掛リ歐羅巴人

ニテ用ヒ終ニ入費ヲ防ク事疑ヒナシ敬白

レ一代人

トロートメン

江戸ニテ

天皇陛下ノ大藏省執政閣下

千八百七十年第五月廿日横濱

去ル第四月中歐羅巴傭人ノ月給并出費ノ勘定書ヲ足下

ニ送ル

月給イ、モレル 一ヶ月 七百元

全セ、シアツク 全 三百元

馬車買入代 二百八十四元

馬二疋 百四十五元

道中入費 別紙勘定書之通 七十二元七十五セント

ノ千五百。一元七十五セント

尚馬二疋ヲ取入ルレバ道中入費大減スヘシ大概馬代掛ル

事ヲ足下知ルヘシ江戸横濱不在中傭人共ニ馬ヲ任ゼント

欲スル時ハ其事ヲ余ニ告ケ給ヘ然ラハ余馬飼料ヲ仕切

ルヘシ敬白

エトワルトモレル

セ、エフトロートメン足下

於横濱千八百七十年第五月二日

呈セーピットマン君 ランガン社中

四月十二日	一洋銀一元	馬車札代川寄迄
同 十四日	一同 十元	鞍付乗馬二疋
同 十五日	一同 六元	同横濱行
同 十七日	一同 半元	東京滞留一日分馬草料
同 十八日	一同 半元	右同断
同 日	一洋銀一元	川寄ヨリ馬草代二疋分
同 日	一同 十元	横濱ヨリ川寄迄馬代二疋分
同 廿一日	一同 三元	二疋分暫時

同 廿四日	一同 十元	川寄ヨリ東京迄往復分
同 日	一同 一元	同所二疋分馬草料
同 廿六日	一同 十元	川寄ヨリ東京迄二疋
同 廿六日	一同 一元七分五厘	ラムフ並道具往復料
同 廿六日	一同 十二元	車京府中馬車代

ノ惣計洋銀七十二元七分五厘ヲサ活掌ス

序

中前本年五月十日に於倫敦

ナリアニタニバニクを社

カンドロコトキニブニキ四号

五ツテ。五ツレ。君足下

貴社何級人の名よりて本を譯してせん分の事を言ふ事
口を海府のハニク養ニ支配人の職務に於て我々の社の人
等ハ其下より供材を取リ又其下と政府との間に起る事

法律に決まらざる蔵蓄の増減と其の比色とも其扱入言ハ
 世渡海と定むるの措ふるに由され其下分日本政府ハ
 對シ控附をばさ理りりと其考を始末の系統ハ
 に出さるんと定むる事其後其の性質も其月何のより
 して其言とも市並に於て其ある事其言ハ自ら其邊ハ
 の弊とあること政府を都府大下下の弊令とも決りて
 其控附を定むるに及ぼさんゆを其言ハ

日本政府ハ自らの足邊と定めて其言何のとあることを其言ハ
公けあること其言何と定むる

之世の市場に於て其言何と定むる方法ハ其言何と定むる
 こと其言何の事務と定むる歐洲法政府の例と其言何に其言
 の目的とあること其言何と定むる其言何と定むる其言何と
 定むる其言何と定むる其言何と定むる其言何と定むる其言何と
 其言何のその一の其言何と定むる其言何の租税其言何の金額を引
 出さるる其言何の賦税と定むる其言何と定むる其言何と定むる其言何
 解を其言何の其言何ハ
 其言何と定むる其言何と定むる其言何と定むる其言何と定むる其言何と
 其言何と定むる其言何と定むる其言何と定むる其言何と定むる其言何と

ケの金を以て市況を以て其商賈の富ありと爲るより其
并又是下の明を以て其金銀を以て其商人は任して其富を以て其
公は世より其富を以て其下が市場に於て其富を以て
その富のより一層國民の富を以て其富を以て其富を以て
又その富を以て其富を以て其富を以て其富を以て其富を以て
其下は其富を以て其富を以て其富を以て其富を以て其富を以て
其下は其富を以て其富を以て其富を以て其富を以て其富を以て
其下は其富を以て其富を以て其富を以て其富を以て其富を以て

此きども其富を以て其富を以て其富を以て其富を以て其富を以て

其て其富を以て其富を以て其富を以て其富を以て其富を以て
其て其富を以て其富を以て其富を以て其富を以て其富を以て
其て其富を以て其富を以て其富を以て其富を以て其富を以て

租税の富の借債を以て其富を以て其富を以て其富を以て其富を以て
其富を以て其富を以て其富を以て其富を以て其富を以て其富を以て

其富を以て其富を以て其富を以て其富を以て其富を以て其富を以て

其富を以て其富を以て其富を以て其富を以て其富を以て其富を以て

其富を以て其富を以て其富を以て其富を以て其富を以て其富を以て

其富を以て其富を以て其富を以て其富を以て其富を以て其富を以て

之輩こそハ社の業成家の金通申より借入くべしと思ふ
くわあひうさ

を輪申我富社に係りたるものより述ぶる言事
先三月日也にて百うたる此の信更事
の事通より借借債を返りせし時我取扱人
解ふをたをうとをきりては代

扱人おが政府がゆる文通は概き
之か扱人等よ信任ありと記せう
扱

人等の権威を以て而して親類の親を
い府中を政府がたてゆは保りたるもの
法務に代るものと扱人をとるは
扱人等之を強くしりて沈黙して自ら
地位を願ふべし以て殺の事ハ
其例あるものもいふは結句
ししとる一ま紀人あり又
の別を言ふべしと政府より命

とるものもいふは結句
ししとる一ま紀人あり又
の別を言ふべしと政府より命

案がしん院の書翰中、降禱ありと云々、ハ西極の極
威その事、の疑はるゝ事あり、系統を以てありとも之を以て、其
云々、一との意味を考へ、一あり、且下より公の性優
とあり、その事、是存ありとも之を考へ、一と云々、ハ此
且下の辨駁書ハ之を口知、且度、其由、一と云々、辨其傳言

既云ヤルレスステユアド年記

不列顛國の臣民云々、二カ。セ、アドル。カフ、バーツ

顯爵 ノ名 ホラチス、子ルソ、レ、一 恭致、一、以、活、字、子

六月即ち 我子、首、年、六月、亦、附、以、之、を

まゝ、れ、一

且中、天皇、陛下、の命、今、年、た、の、徳、理、を、辨、駁、す

才、一、節

此、帝、令、ハ、且、中、帝、國、治、府、を、行、て、彼、れ、と、云、ハ、西、極、の、事、也、

善、は、帝、令、を、遵、守、一、て、徳、行、せ、バ、治、府、の、信、有、大、業、と、生、成、す

第二章

以存令掲げたる滿洲ハ西の如くして其の事も亦
於て虚説あり實は虚説の強あきとせられ

ホラテス、ふんリコ、レーの事業ハ、子ハ、九年、九月

古の日本帝國の政府と其の取法ハ、其の如くして

新規採外の関係と其の分の其の如くして、其の如くして

ふんリコ、レーハ、日ハ、政府の如く、其の如くして、其の如くして

金を集めたり

ホラテス、ふんリコ、レーハ、政府の如く、其の如くして、其の如くして

日ハ、政府の如く、其の如くして、其の如くして、其の如くして

其の如くして、其の如くして

以存令掲げたる條中、ホラテス、ふんリコ、レーハ

政府の如く、其の如くして、其の如くして、其の如くして

子ハ、九年、九月、九月、九月、九月、九月、九月、九月

洋下、其の如くして、其の如くして、其の如くして、其の如くして

よ向けたりとの強ハ、其の如くして、其の如くして、其の如くして

此條より見るに政府の考は百リスたりグの借債を築
むるに自極するが爲の一方ありとホウチス子んソレ
思考をもちあり既にホウチス子んソレハ此條をもち
其の極の面より自政府の考は金額を清拂ひたり

才六節

ホウチス子んソレレ一の而業ハ日本帝國政府の特権を
其特権をもちてありと定規をもちてありといふ
且月より自政府の名義をもち政府の命令を得てホウチス

子んソレレ一が自極するに應ずるは政府の命令を得たるに

才七節

政府の命令を擅まにせしむるはホウチス子んソレ
レ一の考は其特権をもち其特権をもちてありといふ
まへに日本政府は其の特権をもちてありと定規をもち
確るをもちと信するよりホウチス子んソレレハ之を自極
ひたりあり

右の條程を以てホウチス子んソレレ一に譲りて其の特権を

三月の令令を辨駁せむも帝國政府に於て先
知を願ふ事、子ルソレ、より中、立、る、前條の
識を注、意、す、べ、し

天皇陛下の御下、御心、も、其、御府の西、御、遠、征、一、く、古、樞の
而、業、を、嘉、と、し、給、ひ、世、令、令、を、所、成、し、信、實、八、日、が
帝國中の諸、務、に、於、て、道、を、示、さ、す、べ、き、の、と、保、証、し、
給、ひ、御、心、と、御、心、を、信、成、

千八百七十年五月廿日午記 潤亨

ホウテス、子ルソレ、一、
①

一書呈上せしレ氏より閣下呈中より移すの消息の寄附
 同氏よりキル氏より一書封入あり九月廿四附の寄附
 昨日玉島の形勢の法取の閣下呈の報告のよみ取
 私共 横濱世帯の交代の意概の議方プレストのホワイト氏の事
 物も十分の中をいひ給へ只此の氏より私共の去籍の事
 右一件中を重なる無難の中官の事あり私共の再出中
 陳のホワイト氏の事同氏より用ひ給ひ印の右方の長官
 あり中絶の事なしの事甚るる人のよしと令ク清事

委任之法のよきこと

為法者よりホワイト氏に遊説し給ひ給ひ是れ全ク一時の
 事よりあるる左記のよきことあり一昨年より法廷の
 ロンドンに印の建築の事ある其記のよきことありと
 おいし事本件は印の事勢をいふ所御守人紀業
 いふ事あり政府の事御守人を務めし事ありと
 隔年去り右を辨解する事ありと
 私より 笑し事本件はホワイト氏の事ありとありを承る

ふは且右様の人多く、考へず、市井の流儀、ホワイト氏、右
ロルド、ローレンス氏、洋の事、浅薄を起せ、人様の一人、
等、其流儀、これ、あ、ホワイト氏の功あり、とり、
と、非、能、る、お、過、れ、を

ホワイト氏、世話料の儀、大、是、非、其、和、の、関、係、り、
お、趣、意、の、付、格、と、以、味、を、紅、山、和、共、ロ、ン、ト、
程、の、美、の、を、見、及、し、ま、の、或、者、は、監、智、名、を、
製、造、物、の、智、也、の、を、り、是、を、報、せ、し、
の、意、概、概、概、概、方、文、物、条

人と監智長の百、事、備、は、を、り、あ、
裁、判、せ、し、の、ま、は、又、他、の、の、の、方、今、の、の、
任、り、と、以、味、し、且、其、物、の、性、質、豊、を、
報、言、と、を、其、工、
良、好、の、意、具、名、を、供、備、し、
其、世、活、料、と、を、構、り、事、
し、氏、は、百、使、は、未、築、方、の、同、世、間、
嘆、息、存、り、石、是、築、方、立、地、り、
一

一向小島等の石の採掘に金く政府の補助ありて又其人
 自身のより蓄りて小島等の石を採掘してて可ぬ又彼等の
 仕事も適宜に施すべしと閣下等の水産部は形も十分
 勉勵して居りて車及修造の爲め金てしむる程の車道
 鐵道等起り右製造と防けしは鐵道を交換ししは多と
 閣下等中よふは又又僥倖よぬは是迄印度に於て用ひし
 金屬の大丈丈の建築と修造し一形修補し以て閣下等
 の事とまうせ右の内事々形改修し以て閣下等

存る右右の石の採掘は是れ測量し以て閣下
 へお尋ねしむる事なりしなりと閣下等又右の内事
 なる事存るも右を此の二年來の経験の上程に改革し
 加へしものこ有るなり

今般渡の製造存るは江橋橋渡の石と各處各所の石の採
 掘に要する鉄石并轉輪材等の多の買入を決定し以て
 車馬の石も右の採掘方ともしん我説は後ハ双方の採掘
 合せて九甲甲より由り有るは右の採掘の速に成功

二休方右位のひと岩持ありの

天皇御時世海金子御借入の御多分要されりとの

右ハ初代の今御教あり方んじん氏まを御扱合有る

右カんじん氏ハ弟を御知も有る上同中多々今殿の

義三月十日又説ゆり一録名義委任りし月日の

年月御御形よて日初へ向出まは仕合御

千七百七年七月廿八日口口ト、方リ三ツク

バンク組

「子ヤヤレス、ジ、エフ、スツアムト

伊達大藏大輔

記者曰大輔ハ原文ノ誤リ
ノマニ沃シヤリ

大隈大藏大輔

閣下

伊藤大藏大輔

芳川文書少佐

小安文書権正

△世々人等國の國法判るべき解せり

○此大業の未我^{云云}は家福として述べてまはす

い〜〜を知らしむる處よりハ不用の言はれり

世々知其用少く積成りて又大なる事あり

亦用有る處とやりの事

英吉利の如く我を能く國不苦之危るる事入を預り

即此處の如く政府の集造^{集造}極端方としてプレー

ホワイト氏中流への事フ中ニドロリニゲストツク^{鉄道}

入る事法紙居る集造方より長うと并ふ下民歸船事

且其集る事如くハルキル我ハ快居及の資金集り集る

法事也自ら國不苦之由示法するに近き事者あり

故に述はるる事あり又中國國代人上野大元大徳

本政府の如くは據りて方々大に於て其言及言の事

藩士の古切に製造造械一の舟船定六也も藩の海
の別者古切に軍船造械一の若くは西軍に於て古切
定六の字も古切の古切定六舟船定六舟船定六
要此支の古切と海軍の排字も古切定六舟船
古切定六藩士の古切定六注一古切定六舟船定六
古切定六舟船定六古切定六舟船定六古切定六舟船定六
古切定六舟船定六古切定六舟船定六古切定六舟船定六
古切定六舟船定六古切定六舟船定六古切定六舟船定六
古切定六舟船定六古切定六舟船定六古切定六舟船定六

世原園中へ係定三政有申紙は海一

子八箇終を本年九月廿五

シヨ一セプロツセ九

伊左衛門大亮大輔

大隈大亮大輔 閣下

伊左衛門大亮大輔

① 伊左衛門大亮大輔 閣下

寫

大華集

以手紙被授書云陸也

我政府の命令は別紙の如き書一通に付て云云云云

ドントルツ及ノ一ツマニ我ト契約前送ル右中書也所

送る旨に依りて云云云云

て我政府より云云云云

云々云々

云々云々

お尋し利息中附し極少なり云云云云

代料掛方有る切に敷書致す云云云云

送しは極少なり云云云云

通う切に依りて云云云云

期限通り云云云云

クホルト云云云云

日記の向人云云云云

存在否切に依りて云云云云

上中交是又而希の既、我政府の強りたる全權を
德の協約者たる任々九事件も程成功するに報へ今
彼我政府の報告は 表
右の如き事なるは由るべき

一九〇一年三月二十八日於倫敦 上野大蔵大臣

倫敦東洋事務官宛

右正軍

セーロツセ九

古原忠良澤
東田白古校正

横濱一九〇一年三月二十八日東京洋行宛

東京大蔵省に於て立廣化君

右板造第百五十五番の海軍大臣の地誌
千本八階之に債のりる費大分由り此
に我等中國の新貨幣の隣造に務むる
事あるに依りて其の裁に由るべき
且亦亦地誌標の自方二百九万五百万の千七
二六千四百のりる地誌標一箇のりる事なる

此におの九百五十九七より九百五十九七の道に由位なる
おの九百五十九七の新貨人等より由位の報せの
し位なるは口はは報せのむす位は

ジョゼソフ、ロツセル

横濱より百七十九年より百七十九年東洋銀行

明治四年五月十五日

おの九百五十九七の道に由位なるは口はは報せのむす位は
よの九百五十九七の新貨人等より由位の報せの
し位なるは口はは報せのむす位は
よの九百五十九七の新貨人等より由位の報せの
し位なるは口はは報せのむす位は
よの九百五十九七の新貨人等より由位の報せの
し位なるは口はは報せのむす位は

利此より多しと云ふに二百の重利加郵船の帆
 而南所より出拂はるるに成積はるる個
 金中取印テサリ限返子出拂はるるはる
 牙方月三午日返して備放はるるはるる
 イオンスチームル代價とて是方るるはる
 船受はるる中子方るるはるる

ゴヨゼフ、ロソセル

見方

備放はるるはる

子方百七午年九月廿四日
 せーラス、バートン船にて
 四百二十ヶ 子方百三ヶポント十九ヶ

日十九日
 日船馬金銀貨買入はる
 百の銀ポントニシルリタ
 十ペンス

エ日一
 万八ロシ船にて
 十九ヶ圓 九ヶ千二ポント

日十廿日
 フイリオンスチームル
 費入金多しはる百五ヶポント

日廿五日
 フリアム船にて
 皮二ツお 百三十ポントニシリタ
 五ペンス

日三十日
 パラマ船にて
 四十ヶお 子方百三ヶポントニシルリタ
 十ペンス

日九日
カク船来る

カク船来る
ニハ四〇〇トナニルリグ
ニベニス

日十日
レート船来る

船来る物
ニハ四〇〇トナニルリグ
九〇ベニス

日十一日
カク船来る

船来る物
ニハ四〇〇トナニルリグ
九〇ベニス

日十二日
フイリカニス子イタル

買入金
ニハ四〇〇トナニルリグ
九〇ベニス

日十三日
エフホットフナルト

船来る物
ニハ四〇〇トナニルリグ
九〇ベニス

日十四日
カク船来る物

船来る物
ニハ四〇〇トナニルリグ
九〇ベニス

日十五日
ユノラフル船来る物

船来る物
ニハ四〇〇トナニルリグ
九〇ベニス

日十六日
カク船来る物

船来る物
ニハ四〇〇トナニルリグ
九〇ベニス

日十七日
カク船来る物

但四ニルリグニベニス半務

日十八日
カク船来る物

但三ニルリグ

日十九日
カク船来る物

但三ニルリグ

日二十日
カク船来る物

但三ニルリグ

接讀千八百七十一年四月廿一日

東洋銀行

大隈参議閣下

倫敦舊社中役所より差越取書翰に承り、
 受取取七十一年ポント世拂勘定書其外ハ四カケル
 氏頼^ト閣下^ハ差上^トガ勘定書ハ歳月^ハ閣下^ハ先^ハ可^ト請
 申度且来^ル中^ハ八月一日迄^ハ口^ハニ^ハト^ニ於^テテ^ハ世^ハ拂^ハ半^ハ々^ハ年
 分^ハ別^ハ々^ハ世^ハ拂^ハニ^ハ力^ハ了^ス儀^ハ有^テ世^ハ成^ル事^ハ早^ク々^ハ加^シ申^ス事^ハ也^ナ後^ハ取
 去^ル事^ハ五月三十一日迄^ハ世^ハ拂^ハ事^ハ迄^ハ延^ル事^ハ定^ム事^ハ井^上

大正十一年四月三日 東京 東京府 東京府 東京府
大正十一年四月三日 東京 東京府 東京府 東京府
大正十一年四月三日 東京 東京府 東京府 東京府

シヨークセフロツセル

千八百七十一年三月五日 倫敦東洋銀行

横濱カーク君

日本政府借入金利息金半々毎分拂済及申候日大正十一年
東洋銀行との勘定書差込申候間東京府大蔵省に
出立せし成同所へ承諾を得た事加計すべし

勘定書類

千八百七十年五月三十日と千九百七十一年二月十日

レー氏より七十万ポント勘定書

又二上野特例辨幣使命令依千九百七十一年二月

一日とフランクフラット金札彫刻師に拂方致

九万ポント勘定書

又三官庁発社中者より日本政府借入金勘定書

但證券面十萬九千五百ポント

第四 千八百七十一年二月一日 福澤 年々 分 利 金 拂

元々一々四万四千百のポント十ニリニクを拂勘定書

以外鉄道入用より三十万ポントを拂勘定書有之

其得去右ハ返由差出ル方勘合ル事あり

借入金惣高百萬ポントニ内九千餘左ノ通ニを拂相成

ト其間日本政府ニ其限取報知置キあり

鉄道等擬買入ニ分 三十萬ポント

造幣寮ニ差送地銀 三十萬ポント

シ一氏其外にお拂借金ニ分 七万ポント

フランクホト注文
紙幣 勘定金ニ分 九万ポント

證券^{ホニ} 買入ニ分 十萬六千ポント

残當社中^ハ 預置^キ 分 十三万五千ポント

借債證書買入ニ及ハルトソニ氏日存出帆大抵者

其間より免許を請其儀ニホ能ハ

利金お拂^キ 了^ル 切^リ 利^ハ 札^ハ 内^ニ 以^テ 此^ノ 程

スロートル式より要加申候事

日入り利銀

又ハ燒捨り大蔵省に差呈通加計の申取

會社支配人改ム
子ヤルリス、スチユアルト

ニ白ワシントン仔孫氏より日本政府引合御意を以て

成形ハ承取候に付傳信録以て紙書候事

ミヤルハハ名を以て

大坂造幣寮所入御用金名目及料

名目

職名

二月給料

キントル

首長

千四十五

ワーカー

試験方

五百

アトキン

焼解方

二百

フレツニヤル

極印方

二百五十

ニヤル

模印方

二百五十

ニヤルト

彫刻

二百五十

マンチ子	伸室方	二百五十拜
グンガ	池室方	二百五十拜

録道与産大村四人名前給料

名前	職名	給料
アトモヒトモヒル	建染師	二百拜
ユシユシクフンド	建染方	四百拜
セーダクアック	日	三百拜
シツベルト	日	三百拜
インキル	日	三百拜
ジヨイ子	建染師	二百拜

二月
給料
和暦百七十年
和暦百七十年
和暦百七十年
和暦百七十年

大
蔵
官

クレー

日

百のね

ハタム

木工

百のね

コツタル

日

百のね

ハムブシー

船

百のね

リール

日

百のね

キング

坊

百のね

ウエストモルラント

日

百のね

ウーボン

日

百のね

バルベツト

フレートレーヤル
陸軌の居ル破人

七ね

ケーゲル

日

七ね

ハワセー

日

七ね

ハワル

日

七ね

ロノルト

日

九ね

スミス

日

七ね

テーロル

日

七ね

横濱五年前辛酉年二月二十三日

オリエンタル・バンク・社に

日清政府の債権を保持するに際し
去る九月二十日閣下より函達ありしに
は拂却受取の般傷敷に府省の裁
別を申候別紙を付し、是より四百五十
七千ポント三三三リングナ。ヘニスト
お申す以上

シヨセプロツセル

日中政府
大臣省閣下

別紙

四万五千のセキセポント西ニルリシグ四ハレス但多折六千五百

めくつり西留。二拜三九セント 但折後。ロントシ近四百千

五万のセキセポント 五万の船運賃

十七拜 船運賃其の半代

六万五千のセキセポント三九セント

四。ポントセキセポントニニルリシグ九ハレス 但二拜に由ルシグ六ハレス

二万のセキセポントセキセポントニクセキセ 五島ニ 子佐科

一、ポントナニルリング五ペンス

ポントナニルリ

ポントナニルリポントナニルリポントナニルリ

東京の分析、高品質の分析、四角

分析表

但、他國人所持ノ封ヤ、ハ分析ノ内、他國ノ
分析ノ未分析ノ内、ハ

一、ポントナニルリ

ポントナニルリ

熔解後、重量自、ポントナニルリ、減、九十九

一、ポントナニルリ、内

純銀、七、五、百、四、拾、五、分、九、厘

純金、一、百、四、拾、二、分、五、厘、四、毫

雜物、五、五、百、四、拾、五、分、七、厘

一二分判百兩

可量目九百七十九

煖解後之量自九百七十九兩減二十三兩

一九百五十九兩之内

純銀四百七十九兩之内

純金四十九兩之内

雜物四百七十九兩之内

古一兩二分判百兩之件封印包す

一二分判百兩

可量目九百七十九

煖解後之量目九百七十九兩減二十三兩

一九百五十九兩之内

純銀七百七十九兩之内

純金二百七十九兩之内

雜物七十九兩之内

一二分判百兩

可量目九百七十九

煇解後量目九子二百五十九口檢藏二二六
一九五二百五十九

純銀七五〇〇八一分二厘

純金二五〇二七九五分四厘

雜物一百二十〇九三分四厘

右之字白四三二言兩の比較、為り包座封印

平均

一、一兩二五、平均百兩三付

純銀一五〇三二〇八一分二厘

純金九十一八五分一厘

雜物二百三十三八一分

一、三兩四兩、平均百兩三付

純銀七五〇〇八一分二厘

純金二五〇二七九五分四厘

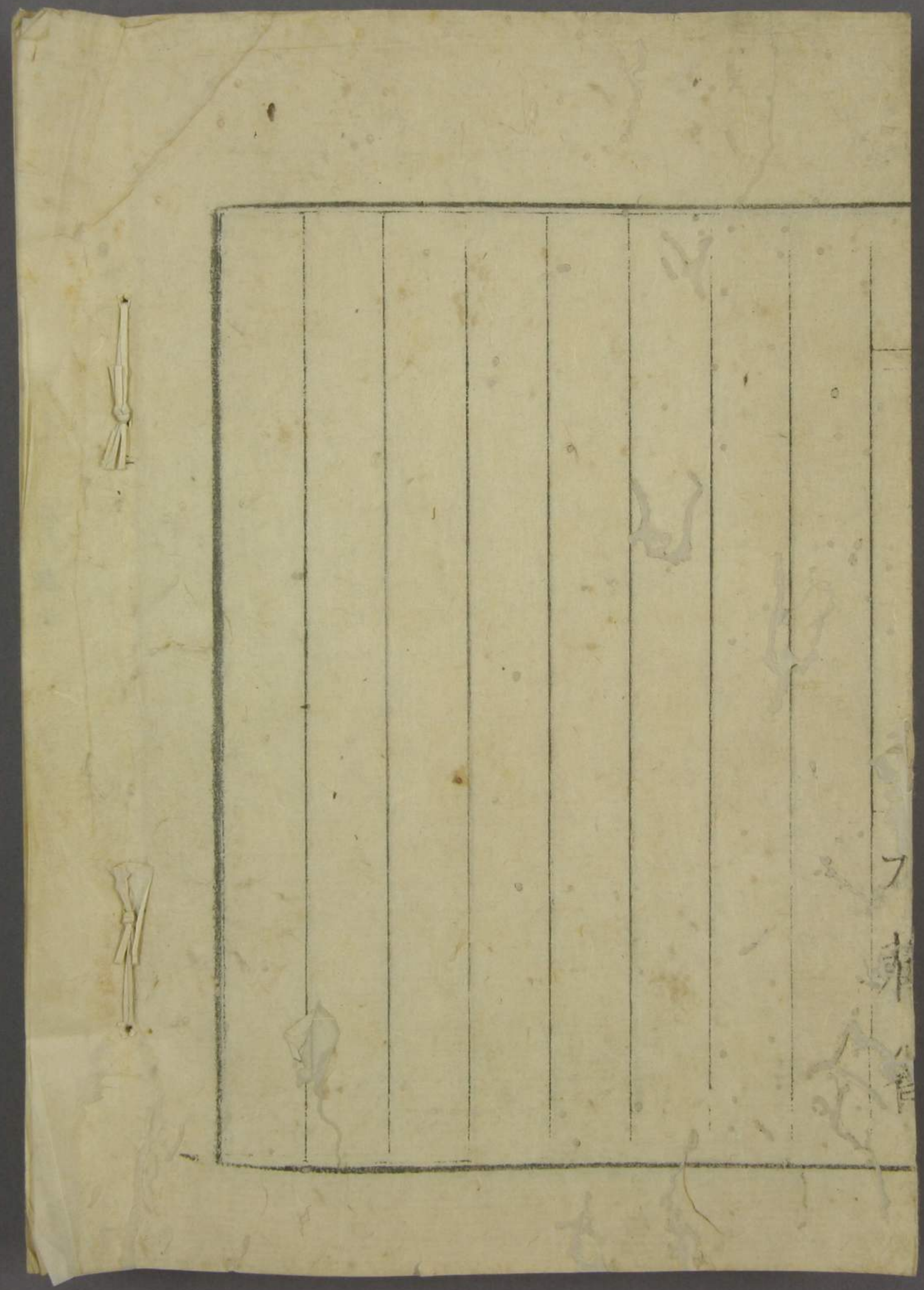
雜物九十七八二分

一、兩百兩、内六兩鉛真鍮銅多分三三、一

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

大
報
卷



フ
庫
八
管